

決 算 報 告 書

(第 4 期)

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

一般社団法人 S a n y T O M I

長野県東御市大日向 3 1 9

貸借対照表

一般社団法人S a n y T O M I

令和 7年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 4,979,057】	【流 動 負 債】	【 1,574,189】
現 金 及 び 預 金	2,152,985	未 払 金	1,454,839
売 掛 金	1,634,961	未 払 法 人 税 等	71,000
未 収 収 益	10,943	預 り 金	48,350
未 収 入 金	1,180,168	負 債 合 計	1,574,189
【固 定 資 産】	【 157,221】		
(有 形 固 定 資 産)	(157,221)		
工 具 器 具 備 品	157,221	純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 3,562,089】
		基 金	174,919
		(利 益 剰 余 金)	(3,387,170)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,387,170
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,387,170
		純 資 産 合 計	3,562,089
資 産 合 計	5,136,278	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,136,278

損益計算書

一般社団法人 S a n y T O M I

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

単位：円

科 目		金	額		
【売上高】	受 取 会 費 事 業 収 入 費 受 取 補 助 金 等 雑 収 益				
		729,000			
		13,011,030			
		5,632,000			
		12,237	19,384,267		
売上総利益金額			19,384,267		
【販売費及び一般管理費】	役 員 報 酬 給 与 手 当 賞 与 法 定 福 利 費 福 利 厚 生 費 研 修 費 諸 謝 金 外 注 費 旅 費 交 通 費 通 信 費 交 際 費 会 議 費 減 価 償 却 費 賃 借 料 保 険 料 修 繕 費 水 道 光 熱 費 燃 料 費 消 耗 品 費 租 税 公 課 販 売 促 進 費 印 刷 製 本 費 広 告 宣 伝 費 支 払 手 数 料 諸 会 費 新 聞 図 書 費 雑 費	3,992,800			
		3,714,976			
		901,450			
		1,258,061			
		24,651			
		19,400			
		3,980,583			
		76,800			
		316,970			
		586,908			
		38,800			
		48,367			
		82,089			
		855,402			
		126,959			
		26,844			
		534,017			
		26,866			
		653,052			
		1,200			
		222,496			
		230,733			
		199,497			
		676,690			
		45,000			
		4,840			
		3,205	18,648,656		
		営業利益金額			735,611
		経常利益金額			735,611
		税引前当期純利益金額			735,611
		法人税、住民税及び事業税			71,000
		当期純利益金額			664,611

監 査 報 告 書

一般社団法人 Sany TOMI

理事長 篠原 博文 様

令和 7 年 5 月 28 日

一般社団法人 Sany TOMI

監事

清水正博



監事

高崎剛幸



私たち監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。その方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。